

「監査法人の組織的な運営に関する原則」への対応状況

平成29年3月31日に金融庁より、「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）が公表されました。

本原則は、大規模な監査法人の組織的運営を念頭に、①監査品質の持続的向上を重視する組織文化の醸成、②実効的な経営機能の発揮やそれを監督・評価する機能の確保、③監査品質の向上に向けた意見交換とそれを可能にする組織運営の透明性の確保に関する原則をまとめたものであり、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等において、組織としての監査の品質の確保に向けた取組状況の評価が円滑に行われるための一助となるものです。

ただし、本原則は、大手上場企業等の監査を担い、多くの専門職員から構成される大手監査法人における組織的な運営の姿を念頭に策定されており、その内容は、中小規模監査法人にそのまま適用することが困難又はそぐわない項目も含まれております。

当監査法人は、無限連帯責任を負うすべてのパートナーにより構成される社員会において、法人全体の運営に関する意思決定を行っている中小規模監査法人であるため、必ずしも本原則の採用を求められておりませんが、当監査法人の規模や特性等を踏まえて最も適切と考える方法にて、本原則を適用することは、当監査法人における監査品質の維持向上及び継続的改善を重視する組織文化の醸成と透明性の向上に資するものと考え、実効的な組織運営を実現すべく本原則に取り組むことといたしました。

当監査法人では、現時点において本原則に対し、以下のとおり対応しております。

【監査法人が果たすべき役割】

原則1 監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。

同原則に対応しております。

当監査法人は、「社会の健全な発展を実現するために、プロフェッショナルとしての信念と良心をもって社会のニーズにあったサービスを提供し、公共の利益に貢献する。」ことを経営理念に定めております。また、会計監査の公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に関するトップの姿勢、法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針を当監査法人のホームページで開示しております。

当監査法人はパートナーを含め、構成員が30名弱であり、かつ、フラットな組織であるため、日常的に法人の構成員の間で十分なコミュニケーションを行える体制となっており、縦割りに陥らない開放的な組織文化や風土を醸成するよう努めております。また、当監査法人では、定期的に階層別内部研修を実施しているほか、監査の品質管理を重視した人事評価制度を採用し、法人の構成員が職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮できるよう動機付けを行っております。

【組織体制】

原則2 監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営（マネジメント）機能を発揮すべきである。

同原則に対応しております。

当監査法人はパートナーを含め、構成員が30名弱と中小規模監査法人であり、無限連帯責任を負うパートナー8名で構成される社員会を定期的かつ適時に開催し、社員会が監査の品質の確保の観点から組織的・実効的な経営機能を発揮しているため、大手監査法人のような理事会等重畠的な経営機関を設けておりません。

当監査法人は、各監査現場にパートナーも毎回往査しているため、監査上のリスクを常に注視し、これに適切に対応しております。また、当監査法人では、ボトムアップ型の組織運営を目指しており、パートナー以外の職員も積極的に発言できる環境整備に努めております。また、社員の登用にあたっては、監査実務への精通のみならず1社会人としての資質も勘案し選任しております。

【組織体制】

原則3 監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。

以下の理由により同原則に対応しておりません。

監査法人のガバナンス・コードは、大手上場企業等の監査を担い、多くの専門職員から構成される大手監査法人における組織的な運営の姿を念頭に策定されたものです。

当監査法人はパートナーを含め、構成員が30名弱と中小規模監査法人であり、無限連帯責任を負うパートナー8名で構成される社員会が組織的・実効的な経営機能を発揮しうる規模であるため、現時点において、社外役員等による監督・評価機能を設置する状況にはありません。

当監査法人は自らが認識する課題等に対応するため、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、引き続き社員会に独立性を有する第三者を選任すべきかどうかを検討して参ります。

【業務運営】

原則4 監査法人は、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。
また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。

同原則に対応しております。

当監査法人は無限連帯責任を負うパートナー8名で構成される社員会が全般的・実効的な経営機能を発揮しております。また、当監査法人はパートナーを含め、構成員が30名弱であり、かつ、フラットな組織であるため、日常的に法人の構成員の間で十分なコミュニケーションを行える体制となっており、縦割りに陥らない開放的な組織文化や風土を醸成するよう努めております。

当監査法人では、定期的に階層別内部研修を実施しているほか、監査の品質管理を重視した人事評価制度を採用しております。さらに、ホームページ上に通報窓口を設け、監査法人内外から寄せられる情報を適切に活用し、これらを監査品質の向上に活かすよう取り組んでおります。

【透明性の確保】

原則 5 監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。

同原則に一部対応しております。

当監査法人は、監査法人のガバナンス・コードへの適用状況について、ホームページで開示しております。また、現在、いわゆる「透明性報告書」は作成しておりませんが、会計監査の品質の持続的な向上に関するトップの姿勢、法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針については、当監査法人のホームページで開示しております。

今後は、非監査業務の位置づけについての考え方及び経営機関の構成や役割、監査品質の向上に向けた取組の実効性についての評価結果を当監査法人のホームページで開示することを検討しております。

以上